

平成 29 年度
国分寺市オンブズパーソン
運営状況報告書

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

国分寺市オンブズパーソン

【目次】

国分寺市オンブズパーソン 木村 雅一 1 ページ

国分寺市オンブズパーソン 櫻井 一成 5 ページ

(資料1) 苦情申立て処理状況 8 ページ

(資料2) 個別案件の内容 9 ページ

1 苦情申立て件数と処理状況

平成 29 年度の苦情申立て件数は 13 件で、当職が担当した案件は、前年度からの継続 1 件を含む 7 件でした。うち 1 件は、次年度への継続となっています。受理案件の処理状況は、資料 1 の「苦情申立て処理状況」記載のとおりです。

2 個別案件の処理経過及び概要

個別案件の苦情申立ての内容と、これに対する処理経過及び調査の結果等は、資料 2 の「個別案件の内容」記載のとおりです。

3 苦情申立ての趣旨に沿って具体的な処理を要請した案件について

平成 29 年度の苦情申立ての趣旨に沿って具体的な処理を要請した案件は、資料 2 の No. 7 の 1 件です。具体的には、資料 2 の「個別案件の内容」記載のとおりですが、以下補足します。

(1) 資料 2 の No. 7 の案件

本件は、市長への手紙に対する回答が遅れたことなどを苦情の内容とするものであるところ、所管課は本件申立てを契機に、回答準備に期間を要する場合に市民（申立人）にその旨を連絡する通知（遅延通知）を発送するなど、運用について改善を図り、再発防止に努めるとのことでした。

市民の申立てにより制度運用の改善が図られたものであり、オンブズパーソン制度の趣旨が生かされたケースといえます。

4 苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件について

平成 29 年度の苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件は、資料 2 の No. 2, No. 8, No. 11 及び前年度からの継続案件の計 4 件です。

これらの案件は、調査の結果としては苦情の趣旨に沿うことができなかったものですが、実質的にオンブズパーソン制度の趣旨が生かされたケースも多々見られました。

申立人の申立内容を丁寧に聴くと、制度の在り方・運用について問題があるように思われる場合でも、所管課の説明を聴くことにより、それぞれの考え方に合理性があり、そのような選択肢の中から合理的理由により現行の制度の在り方・運用がなされていることがわかるケースが多々ありました。

申立人との面談の中で、このように制度の在り方・運用に合理的な「幅」があることが浮き彫りになり、結果的には苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件においても、市政に対する理解がなされたケースもありました。

また、所管課においても、申立人の市民感覚の申立内容について、今後の市政に生かそうとする姿勢が見られたケースもありました。

5 調査しないとした案件について

平成 29 年度の調査しないとした案件は、資料 2 の No. 4 の 1 件でした。

本件では、申立人が直接の当事者ではなく、それを心配する家族であったことなどを踏まえ、「利害関係を有する者」との要件を満たさないとして調査しないこととしました。

申立ての要件である「利害関係を有する者」については、訴訟などの場面とは異なり柔軟に解釈することとされていますが、本件では事案に即してこのように判断しました。

6 施設見学について

日時：平成 29 年 12 月 19 日（火）

目的：市内の施設見学を実施し、現場との意見交換や情報収集を行うことにより、今後の苦情申立ての対応に生かしていく。また、オンブズパーソン制度の活用について、職員の認識を深めることを目的とする。

見学した施設

- 障害者センター（泉町 2-3-8）
- 高齢福祉課（泉町 2-3-8 いずみプラザ内）
- 健康推進課（泉町 2-3-8 いずみプラザ内）
- 清掃センター（西恋ヶ窪 4-9-8）

感想

国分寺市障害者センターでは、地域活動支援センター、就労継続支援事業、生活介護事業、自主訓練事業があり、それぞれの分野ごとに抱える様々な手続や悩み、相談に、いち早く対応すべく環境が整えられていると感じました。また、施設内にはコミュニティ広場や交流サロンといった、地域の方がより身近に足を運んでいただけるような場をはじめ、ショートステイの対応や、スヌーズレンという感覚刺激空間を用いてリラクゼーションを提供する設備が整えられていることを知りました。

また、いずみプラザの高齢福祉課では、高齢者やそのご家族の事情、不安に対し、職員が熱心に向き合っている姿が印象的でした。高齢化がますます

ます進む現代は、介護を含む高齢に伴う様々な問題が他人事ではありません。とは言え、自身や身内がいざ支援を必要とするとき、どう対処しているのか、判断に迷うことがあるかもしれません。そして、その判断は、一人ひとりに合ったより良いものでなくてはなりません。個別具体的に対応する重要性を改めて感じさせられました。

今回の見学を生かし、今後も現状に即した申立ての解決をして参りたいと思います。ありがとうございました。

7 オンブズパーソンから

平成 27 年度の苦情申立て件数は 5 件、平成 28 年度は 4 件でしたが、平成 29 年度の申立て件数は 13 件と大幅に増加しました。案件の内容自体も市政の広い範囲に及ぶとともに、本制度と他の制度との関係や、申立ての要件である「利害関係を有する者」の範囲など、制度の基本的な部分に関連する論点が含まれる案件が多くあり、制度の深い検討を行う機会に恵まれました。

次年度は任期最後の 1 年となりますので、これらの経験を生かして、案件の解決に努めたいと思います。

以上

1 苦情申立て件数と処理状況

平成 29 年度の苦情申立て件数は 13 件で、当職が担当した案件は 7 件です。うち 1 件は、次年度への継続となっています。受理案件の処理状況は、資料 1 の「苦情申立て処理状況」記載のとおりです。

2 個別案件の処理経過及び概要

個別案件の苦情申立ての内容と、これに対する処理経過及び調査の結果等は、資料 2 の「個別案件の内容」記載のとおりです。

3 苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件について

平成 29 年度の苦情申立ての趣旨に沿うことができなかった案件は、資料 2 の No. 1, No. 3, No. 5, No. 6, No.10 の計 5 件ありました。以下補足します。

(1) 資料 2 の No. 1 の案件

本件は、民法第 235 条の解釈問題も含まれており、本来調停等の他の手続によるべき事案でした。

(2) 資料 2 の No. 6 の案件

卒業アルバムの配布については、もう少し配慮が欲しい事案でした。

(3) 資料 2 の No. 10 の案件

形式的に市が関与しているからとあって、直ちにオンブズパーソンの苦情処理の対象ではなかったケースでした。

4 調査を中止・打ち切ったもの

平成 29 年度の調査を中止・打ち切ったものは、1 件でした。案件は資料 2 の No. 9 です。

5 施設見学について

日時：平成 29 年 11 月 28 日（火）

目的：市内の施設見学を実施し、現場との意見交換や情報収集を行うことにより、今後の苦情申立ての対応に生かしていく。また、オンブズパーソン制度の活用について、職員の認識を深めることを目的とする。

見学した施設

1. ひかりプラザ（光町 1-46-8）

- 教育センター
- 男女平等推進センター（ライツこくぶんじ）
- ひかりスポーツセンター
- 市民課サービスコーナー
- 鉄道展示室
- 新幹線資料館（屋外）

2. 子ども家庭支援センター（光町 3-13-20）

感想

今回の施設見学は、市の教育や男女平等推進、子どもさんたちの問題を扱う施設を多く見学でき、大いに啓発されました。特に、最後に訪問した子ども家庭支援センター、子育て相談室については、不登校やいじめ、子育て上の悩みに積極的に市が対応している姿勢を見ることができ、大変参考になりました。子どもをめぐっての家庭問題は、児童虐待やいじめなど

の深刻な事態に至ってしまうことが懸念されるだけに、どの市町村も適切な対応が必要だと思いますが、国分寺市に関しては、積極的に取り組んでいる状況がよくわかりました。

また、新幹線資料館やひかりスポーツセンターは、個人的にも関心がある施設で大変興味深かったです。私も 60 歳ですが、健康寿命を延ばすという観点からも、60 歳以上の方が無料で使用できる公共のスポーツセンターがもっと増えれば良いと思います。

今後も他の施設見学に御配慮いただければ幸いです。

6 再任に当たって

1 年目は相談件数が少なく、2 年目は多くなり考慮すべきことも増えました。今後も一層の緊張感をもって、オンブズパーソンとしての職責を全うしてまいります。

以上

資料 1

● 苦情申立て処理状況

区 分	件数	
	平成29年度	前年度 から継続
1 処理を終了したもの	11	1
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	1	
① 勧告したもの		
② 意見を述べたもの		
③ その他	1	
(2) 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの	8	1
(3) 調査を中止・打ち切ったもの	1	
① うち、取下げによるもの	1	
② その他		
(4) 調査しないとしたもの	1	
① 所管外のもの		
② 申立人自身の利害を有しないもの	1	
③ 既に苦情の処理が終了しているもの		
2 次年度へ継続するもの	2	
合 計	13	1

● 出張相談実施状況

平成29年11月7日

ひかりプラザ（木村雅一オンブズパーソン）

相談件数 0 件

平成30年1月30日

本町・南町地域センター（櫻井一成オンブズパーソン）相談件数 0 件

資料2 個別案件の内容

NO	件名	担当	担当課	処理日数
継続	情報公開・個人情報保護審査会の答申書の内容について	木村 雅一	情報管理課	22日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 3月28日	申立書受付	苦情申立書受付	
	4月11日	調査開始	調査実施通知書送付	
	4月25日	担当課面談	情報管理課長・文書担当係長・担当者と面談	
	5月2日	終了	苦情調査結果通知書送付	
処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの			

案件の概要

申立て内容	<p>自己情報非開示決定処分の取消しの審査請求を行った件に対して、国分寺市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）からの答申書の内容に関する修正及び審査会会長の連絡先の開示を求める。</p>
調査の結果等	<p>答申書の内容に関しては、①審査会の合議により当事者双方の主張及び資料等に基づき判断したものであること、②誤字等の更正を除いては事後的に答申書の内容を修正する法的根拠がないこと、③答申書の内容に不服がある場合には、裁判所に対して裁決（審査決定）の取消請求訴訟を提起する方法があることなどから審査会にて答申書を修正することはできないとのことであり、オンブズパーソンの制度上、これ以上の調査や要求を行うことはできないものと判断した。</p> <p>また、審査会会長の連絡先等に関しては、審査会の合議により決定した答申書の内容に関して質問や面談に応じることは制度上予定されておらず、また、審査手続以外の場において当事者と直接接触を行うことは一般的に無用なトラブルを生むことから、連絡先の開示や面談等を行うことはできないとのことであり、オンブズパーソンの制度上、これ以上の調査や要求を行うことはできないものと判断した。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
1	まちづくり推進課の対応について	櫻井 一成	まちづくり推進課	31日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 4月18日	申立書受付	苦情申立書受付	
	5月9日	調査開始	調査実施通知書送付	
	5月9日	担当課面談	まちづくり推進課長・開発事業担当係長・担当者と面談	
	6月8日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>賃貸住宅の新築計画に伴う近隣住民のプライバシー保護に関する件で、国分寺市まちづくり条例（以下「条例」という。）の上位法令である民法第235条を無視又は除外したような助言・指導では、守られるべき近隣住民のプライバシーが侵害される。</p>
調査の結果等	<p>申立人は平成29年1月20日から平成29年4月21日まで窓口に来庁された。その目的は建物1階、2階に目隠しをすべきということだった。民法第235条や条例第79条に抵触するのではないかという趣旨であったが、条例は努力義務、配慮義務だということを説明した。申立人が所管課担当者から、申立人の意図にはそぐわない発言をされたとする件については、双方の説明に不整合な点があり、オンブズパーソンとしては、その真偽については確認できなかった。所管課の説明内容は一定程度理解でき、所管課の本件についての対応はおおむね問題がないものと思料する。</p> <p>あっせんを行わないことについても、条例第80条第1項に照らして、その対応自体は問題がないものと思料する。ただし、あっせんを行わない理由についてなど、申立人に対する経過についての説明が不十分と思われる点があることから、所管課から申立人に対して、進行中の建築確認手続に支障を来さない限りで、改めて何らかの説明を行うことが望ましいと考える。</p> <p>また、民法第235条は、相隣関係に関する定めであり、市が開発事業者に対し助言・指導を行う根拠とはならないことから、この点について市として見解を示す必要はないものとする。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
2	議事録の委員名の開示について	木村 雅一	ごみ減量推進課	113日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 5月16日	申立書受付	苦情申立書受付	
	6月13日	調査開始	調査実施通知書送付	
	6月13日	担当課面談	ごみ減量推進課長・ごみ減量推進係長と面談	
	7月11日	調査中止通知	苦情調査中止通知書送付	
	10月3日	調査結果通知	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>「国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会」の議事録に委員の氏名を記載して欲しい。</p>
調査の結果等	<p>本件苦情申立ての内容に関しては、次回の審議会での協議が予定されているため、次回の審議会の結論が示されるまで調査を一旦中止し、次回の審議会後に再調査を行うこととしたが、8月の審議会で協議が行われたことから、協議内容及び結論等を確認するため、再度調査を行った。</p> <p>平成29年8月30日開催の第4回審議会にて議事録の記名に関する議題について協議が行われた結果、審議会にて議事録の記名は行わない旨の結論に至ったことが確認された。</p> <p>議事録の開示内容については、審議会の議事運営に関するものであるため、その内容の決定に当たっては同審議会に広範な裁量が認められるべきものである。当職にて同審議会での協議内容を調査したが、同審議会にて議事録の無記名との結論に至った過程及び理由には不合理な点は認められず、同審議会の裁量を逸脱・濫用するような非違は見当たらなかった。</p> <p>したがって、本件苦情に関しては、是正等の措置の勧告又は制度の改善の意見表明等を行うことなく、本調査をもって対応を終了した。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
3	ごみ減量推進課の業務姿勢の改善	櫻井 一成	ごみ減量推進課	29日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 6月7日	申立書受付	苦情申立書受付	
	7月4日	調査開始	調査実施通知書送付	
	7月4日	担当課面談	環境部長・ごみ減量推進課長と面談	
	8月1日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>申立人が販売する生ごみ処理機器について、ごみ減量推進課の業務姿勢が急変し、販売に対する圧力をかけてきたので、当該業務姿勢を改善してほしい。</p>
調査の結果等	<p>市民からの問合せ等への対応は一貫しており、営業妨害に当たるような言動はなかったと考える。申立人の主張のように、所管課の行為が申立人の営業妨害につながり、売上げが落ちたということはない。営業妨害の言動については、所管課は否定しているほか、当該言動の売上げへの影響を証明する材料は見当たらないが、市の申立人に対する説明不十分な点がないとはいえない。</p> <p>オンブズパーソンとしては、市に対する勧告等を行うことは考えていないが、申立人に対して面談や書面交付等の方法により丁寧な説明に努め、申立人の市に対する不満の解消に努めるべきと判断した。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
4	職員の勤務条件の是正について	木村 雅一	協働コミュニティ課	—

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 7月11日	申立人面談	申立人面談	
	7月28日	連絡	勤務者からの申立の確認のため連絡	
	処理区分	1-(4)調査しないとしたもの		

案件の概要

申立て内容	<p>臨時職員の勤務について是正を求めたが、所管課からの説明では納得できない。また、そのことに関する情報漏えいの再調査要求と原因究明・情報管理に対する市全体の認識の説明を求める。</p>
調査の結果等	<p>市職員の勤務条件・勤務環境に関する苦情であるという本件申立ての性質上、本件申立てについて直接の利害関係を有するのは、具体的に不利益を被っているとされる勤務者であると思料した。勤務条件・勤務環境に関する調査を開始するためには、勤務者の意思尊重の必要があるため、勤務者本人の意向を確認した上で苦情処理に関する正式な対応を開始することが、より適切と判断した。したがって、勤務者からの申立てをいただいた上で調査開始に向けた検討することとなったが、勤務者の意思確認ができなかった。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
5	リコーダー演奏について	櫻井 一成	学校指導課	43日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 8月15日	申立書受付	苦情申立書受付	
	8月29日	調査開始	調査実施通知書送付	
	9月20日	担当課面談	校長・副校長・担任・学校指導課長との面談	
	10月10日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>申立人の子は、リコーダー演奏ができないとの理由で発表会への不参加要請を担任の教師から受け、実際に参加できなかった。この事実の公開と再発防止を求める。</p>
調査の結果等	<p>同学級在籍の他の児童はリコーダー演奏発表会に参加したことから、障害の有無による差別が申立人の子が参加できなかった理由とは考えられない。また、申立人も担任教師との面談で、子がリコーダー演奏になじめない状態にあることを知り得て、リコーダー演奏発表会を辞退してもよいと話をされた点からも、差別ではなく児童の適性の問題であるものと考えられる。</p> <p>これまでの申立人の子のリコーダーについての取組姿勢から演奏会への参加が困難なこと等を十分に説明し、申立人の理解を得る努力がもう少しあれば、申立人が納得して参加辞退に応じたのではないかと考えられる。また、学校側の提案にやむを得ず応じたという印象もあるので、面談の回数を重ねるなどして申立人の子のリコーダー練習状況等も申立人に見せるべきであったと史料される。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
6	アルバム配布について	櫻井 一成	学校指導課	43日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 8月15日	申立書受付	苦情申立書受付	
	8月29日	調査開始	調査実施通知書送付	
	9月20日	担当課面談	校長・副校長・担任・学校指導課長との面談	
	10月10日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>卒業アルバムの配布について、実際の配布は何の連絡もなく、申立人の子のリュックサックに入っていた。このことは、障害児童とその家庭に対する差別的対応であり、謝罪と再発防止を求める。</p>
調査の結果等	<p>学校側の対応が障害児及びその家庭に対する差別的な行為であったとまではいえないが、学校側に配慮が欠けていた点があったことは否定できない。卒業アルバムは、原則的に児童又は保護者に直接手渡すべきものである。申立人に一度連絡を入れただけで、その後は連絡せず、学童保育所に在籍しているという、別の機会に知り得ないし知った個人情報を利用して安易に学童保育所の職員に任せたことは適切ではなく、原則どおりの対応をすべきであった。今後は、個人情報の管理も含めて、適切な対応がなされるべきである。勧告等は考えないが、学校側から申立人に再度十分な事情説明や謝罪をすべきものとする。</p>

NO	件名	担当	所管課	処理日数
7	市長からの回答について	木村 雅一	政策法務課	22日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年9月27日	申立書受付	苦情申立書受付	
	10月17日	調査開始	調査実施通知書送付	
	10月17日	所管課面談	政策法務担当課長と面談	
	11月7日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(1)苦情申立ての趣旨に沿ったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>申立人による平成29年9月4日付けの市長への手紙（以下「本件手紙」という。）に対して、指定した期日までに市長からの回答がなかった。</p>
調査の結果等	<p>本件手紙に関しては、必ずしも申立人の指定する期日までに回答をしなければならないものではないが、事務取扱要綱の規定する期間内に回答書の作成が困難であるときは、申立人に対して遅延通知を発送すべきであった。</p> <p>担当課によれば、本件手紙に関しては、申立人に対して遅延通知を発送することについて所管課とともに検討し発送すべきであったと真摯に反省し、再発防止に努めるとのことであった。また、調査時点では書面での回答準備が既に整っているため、速やかに申立人に対して回答することとなったため、本件苦情に関しては本調査をもって対応を終了とした。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
8	国民健康保険税減免却下通知について	木村 雅一	保険課	36日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 11月13日	申立書受付	苦情申立書受付	
	12月5日	調査開始	調査実施通知書送付	
	12月5日	担当課面談	保険課長・国民健康保険係長・担当と面談	
	1月9日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>国民健康保険税に係る減免申請の却下通知に記載されている「全額納付済みであるため国分寺市国民健康保険税減免規則第3条ただし書により、減免の対象とはなりません。」との理由が正しいものであるかなどにつき確認したい。</p>
調査の結果等	<p>国分寺市国民健康保険税減免規則第3条の規定の趣旨は、国分寺市国民健康保険条例第26条第1項第1号に規定するり災を理由とする国民健康保険税の減免手続が、り災により国民健康保険税を支払うことができなかった者の救済を図ることを目的とするものであるところ、被災者が既に国民健康保険税を納付した場合には「国民健康保険税を支払うことができなかった者」とは評価することができないため、減免の対象としないこととしたものであるとのことであった。</p> <p>国民健康保険税は、国民健康保険を行う市町村が国民健康保険に要する費用等に充てるために賦課することが認められたものであり（地方税法第703条の4第1項参照）、また、市町村長が天災その他特別の事情がある場合において税の減免を行うことができるものであるところ（同法第717条参照）、国民健康保険税の減免等の設定及び内容等に関しては市町村に広範な裁量が認められる。本件規定は、その規定の趣旨に合理性があり、また、他の市町村でも同様の取扱いが行われていることなどからすれば、その内容に裁量の逸脱や濫用は認められず、適法なものであると評価できる。</p> <p>したがって、本件苦情に関しては、是正等の措置の勧告又は制度の改善の意見表明等を行うことなく、本調査をもって対応を終了した。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
9	高齢者居住公的保証について	櫻井 一成	高齢福祉課	—

処理経過	処理日	内容		備考
	平成29年 12月25日	苦情申立書	申立書の収受	
	12月26日	申立人面談	苦情申立書の内容について聞き取り	
	1月23日	取下書	取下書の収受	
	処理区分	1-(3)調査を中止・打ち切ったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>老朽化したアパートの立退き通告を受け、市の高齢福祉課に相談したが、要望どおりにことが進まない。</p>
調査の結果等	<p>面談により、申立人の聞き取りを行ったところ、要望どおりの物件が見つからないことが課題であり、所管課との十分なやり取りや、市としてできる対応についての説明を行ってもらうことで対応した。後日、申立人から取下書の提出があり、終了となった。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
10	国分寺駅北口再開発ビル管理組合設立準備会の運営や会議録について	櫻井 一成	駅周辺整備課	36日

	処理日	内容		備考
処理経過	平成29年 12月26日	申立書面談	苦情申立書受付	
	12月27日	申立書受付	苦情申立書受付	
	1月16日	調査開始	調査実施通知書送付	
	2月20日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>国分寺駅北口再開発ビル管理組合設立準備会理事会の議事録につき、正確に記載されていない箇所や記載内容に問題がある箇所があり、更に準備会理事会の運営につき事務局が不当に影響力を及ぼしているのではないかと疑問があるので、現状の是正を求めたい。</p>
調査の結果等	<p>国分寺市の立場は、本件事業の権利者としての立場と施行者としての立場が併存している。申立人が指摘した議事録の訂正手続は、理事会の中で履践されており、訂正の機会が申立人にも与えられていたことからすれば、特段問題は認められない。事務局たる国分寺市が、一部共用部分の管理費の扱いのような対立する見解が存在する争点につき意見を述べることを申立人は問題視しているが、国分寺市は権利者として、また、会員として当然意見を表明できることや、理事会や準備会総会で反対の立場で議決することも可能である以上、直ちに問題視することもできない。</p> <p>本件では、施行者国分寺市は権利者国分寺市のサポートの一環として関与しているのであって、施行者の問題でなく権利者の問題、団体内部の問題というべきものであり、市の対応に問題はないと考えられることから、オンブズパーソンとしては、是正等の措置の勧告又は制度の改善の意見表明等を行うことなく、本調査をもって対応を終了した。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
11	市長への手紙への回答について	木村 雅一	職員課	29日

処理経過	処理日	内容		備考
	平成30年 1月29日	申立書受付	苦情申立書の収受	
	2月27日	調査開始	調査実施通知書送付	
	2月27日	担当課面談	職員課長・人事研修係長の面談	
	3月27日	終了	苦情調査結果通知書送付	
	処理区分	1-(2)苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの		

案件の概要

申立て内容	<p>平成30年1月11日付けの市長への手紙（メール）に対する国分寺市総務部長による平成30年1月24日付けの回答の内容が不十分であり、再発防止のための改善策及び担当者等の処分を求めらる。</p>
調査の結果等	<p>本件では、年末の最終勤務日である平成29年12月28日の深夜に本件問合せがあったものであるところ、年末年始及び土日祝日等の休日を除くと、5日ほどで回答が行われていた。市民からの問合せに対する回答に当たっては、担当者による検討及び回答書の作成のほか、上司の承認等の諸手続を要するものであるところ、これらに要する時間を考慮すれば、担当者の休暇の点を考慮しても、回答に要した期間が不適切であったとまでは評価できないものと考えらる。</p> <p>このほか、総務部職員課が本件問合せの回答が平成30年1月11日となったことにつき苦情申立人に謝意を示しており、今後は担当者を複数とすることなどの再発防止策を検討する意向を示していること、人員の配置及び処分に関しては市長の専権事項としてその裁量に委ねられており、本件の担当者等の処分に関しても市長の裁量により判断されるべきであることなどを考慮し、本件苦情に関しては本調査をもって対応を終了とした。</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
12	保育所の入所手続について	木村 雅一	子ども子育てサービス課	—

処理経過	処理日	内容		備考
	平成30年 2月21日	申立書受付	苦情申立書の収受	
	3月6日	調査開始	調査実施通知書送付	
	3月27日	担当課面談	子ども子育てサービス課長・係長の面談	
	処理区分	次年度へ継続		

案件の概要

申立て内容	<p>平成30年度の保育所利用申込みを行った際に、国分寺市職員より受けた説明が不正確であり、苦情申立人が作成した申込書の記載が国分寺市職員により無断で書き換えられていたこと及び苦情申立人が引っ越し前の昭島市の保育所を利用していることにより国分寺市保育所の選考において優先順位が低く扱われることについて苦情を申し立てる。</p>
調査の結果等	<p>継続中</p>

NO	件名	担当	担当課	処理日数
13	任用期間の更新について	櫻井一成	—	—

処理経過	処理日	内容		備考
	平成30年 3月30日	申立書受付	苦情申立書の收受	
	処理区分	次年度へ継続		

案件の概要

申立て内容	<p>公正中立な立場で吟味検証されていない疑いのある意見書により、勤務成績が良好ではないと査定され、任用期間の更新回数が上限に達していないにもかかわらず、本年度末で任用期間を満了とされた。任用期間満了通知の取消しを求めるものではないが、意見書が正当な立場で作成されたのならその開示を求める。</p>
調査の結果等	<p>継続中</p>

